官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務二）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）　一五
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　五四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五五
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　弘志

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。